

兵庫県公報

平成19年2月10日 号 外

発 行 人
兵 庫 県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

告 示

○家畜伝染病予防法第9条に基づく消毒の実施（畜産課）	ページ 1
----------------------------------	----------

告 示

兵庫県告示第142号の2

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定に基づき、高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため、以下のとおり消毒を実施することを命ずる。

平成19年2月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 実施の目的

県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生の予防

2 実施の区域

県内全域の1,000羽以上の飼養鶏農場及びその他家畜防疫員が必要と認める飼養鶏農場。ただし、消石灰による消毒あるいはこれと同様と認められる方法による消毒を自ら行う農場を除く。

3 実施の期日

平成19年2月13日から同月28日まで

4 消毒方法

消石灰の農場内（鶏舎周囲及び農場外縁部）散布